

入 札 公 告

汚泥収集運搬業務及び汚泥処分業務の委託について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号以下「施行令」という。）第 167 条の 6 第 1 項及び福島県財務規則（昭和 39 年 3 月 25 日福島県規則第 17 号。以下「財務規則」という。）第 246 条第 1 項の規定により公告する。

令和 7 年 9 月 10 日

福島県小名浜港湾建設事務所長 森藤 秀寿

1 入札に付する事項

(1) 業務の名称及び数量

汚泥収集運搬業務及び汚泥処分業務委託

予定数量 138 トン

(2) 業務の仕様等

入札説明書、汚泥収集運搬業務及び汚泥処分業務委託共通仕様書及び汚泥収集運搬業務及び汚泥処分業務委託特記仕様書による。

(3) 履行期間 契約締結日から令和 8 年 3 月 31 日まで

(4) 履行場所 小名浜港 4 号埠頭内（福島県いわき市小名浜字高山地内）

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

(1) 及び(2)の条件を全て満足している単独の者又は(1)及び(3)の条件を全て満足しているグループ（2 以上の企業の集団をいう。以下同じ。）の代表者（入札に係る権限を他の構成員全てから委任された者をいう。以下同じ。）であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

(1) 単独の者及びグループの構成員に共通する資格要件

ア 施行令第 167 条の 4 第 1 項各号のいずれにも該当しない者であること。

イ 3 に掲げる日から開札の日までの間に福島県、国又は他の地方公共団体における入札参加資格制限措置要綱等の規定に基づく入札参加資格制限措置を受けていない者であること。

ウ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者にあつては、当該手続開始の決定を受けた後に、この入札に参加することに支障がないと認められる者であること。

エ 本件入札に参加する単独の者及びグループの構成員は、他のグループの構成員として本件入札に参加していないこと。併せて、本件入札に参加するグループの構成員が、単独の者として本件入札に参加していないこと。

(2) 単独の者の資格要件

ア 3 に掲げる日までに廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「法」という。）第 14 条 1 項及び第 6 項の規定により、産業廃棄物収集運搬業及び産業廃棄物処分業の許可（汚泥に係るものに限る。）を受けている者であること。

イ 地方公共団体が発注し直接契約した業務委託において、令和 3 年度以降に当該団

体が排出する汚泥の収集運搬業務及び処分業務の履行実績（再委託によるものを含む。）を有する者であること。

(3) グループの資格要件

ア グループの構成員の全てが(1)に定める資格要件を全て満たしていること。

イ グループとして(2)に定める資格要件の全てを満たしていること。ただし、(2)アについては、当該業務を担う者がそれぞれ収集運搬業務又は処分業務に係る許可を受けていることとし、(2)イについては、当該業務を担う者がそれぞれ収集運搬業務又は処分業務の履行実績を有することとする。

ウ 収集運搬業務と処分業務を各構成員が分担し、業務を遂行する方式であること。

エ グループの構成員のうち処分業務を担う者は1者であること。

オ 連帯して業務を行う旨を定めた協定を締結していること。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、入札説明書において示す一般競争入札参加資格確認申請書及び一般競争入札参加資格確認資料（以下「申請書等」という。）を、令和7年10月6日（月）午後5時までに次の場所に提出し、当該入札に参加する者（グループにあっては、当該グループの代表者又はその代理人）に必要な資格の確認を受けること。なお、郵送により確認を受ける場合は同日同時刻までに必着とする。

郵便番号 971-8101

住 所 福島県いわき市小名浜字辰巳町68番地
福島県小名浜港湾建設事務所総務課

電話番号 0246-53-7118

4 契約条項を示す場所及び期間

福島県小名浜港湾建設事務所ホームページ

令和7年9月10日（水）から令和7年10月27日（月）まで。

契約条項を示す書類は、福島県小名浜港湾建設事務所ホームページからダウンロードして入手すること。

5 開札の日時及び場所等

(1) 日時 令和7年10月28日（火）午前10時

(2) 場所 福島県小名浜港湾建設事務所 3階大会議室
（福島県いわき市小名浜字辰巳町68番地）

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額に予定数量を乗じて得た額（消費税及び地方消費税分を含む。）の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(2) 契約保証金 落札者は、契約金額に予定数量を乗じて得た額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

7 入札に参加を希望する者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に関し、福島県小名浜港湾建設事務所長から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

8 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

9 入札方法

(1) 契約の締結は単価契約により行うので、入札に当たっては、単位重量当たりの収集運搬費及び処分費の合計額並びにその内訳金額を記載すること。

(2) 最低制限価格は設定しない。

10 入札書に記載する金額

落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

11 落札者の決定方法

(1) 予定価格の制限の範囲内で、単位重量当たりの収集運搬費及び処分費の合計額が最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(2) 落札となるべき価格の入札をした者が2者以上あるときは、くじにより落札者を決定する。

12 グループでの契約

(1) グループにより入札に参加した者が落札した場合には、収集運搬業務及び処分業務を分担する各構成員と個別に契約する。

(2) 業務途中において、グループの代表者変更は、これを認めない。

(3) 代表者を除く構成員のうちいずれかが業務途中において、履行不能となった場合には、福島県小名浜港湾建設事務所長の承認を得て、当該グループの他の構成員（以下「残存構成員」という。）が当該履行不能となった構成員の業務を履行しなければならない。

(4) 上記(3)の場合において、残存構成員のみでは適正な業務の履行確保が困難な場合は、代表者は、残存構成員全員及び福島県小名浜港湾建設事務所長の承諾を得て、新たな構成員をグループに加入させることができるものとする。

(5) 代表者が、業務途中において履行不能となった場合には、福島県小名浜港湾建設事務所長は契約を解除することができる。

13 その他

(1) 契約書作成の要否 要

(2) その他 詳細は、入札説明書による。